審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		博物館施設の利用	博物館施設の利用許可				
根拠法令及び条項		頁 那覇市立壺屋焼物	那覇市立壺屋焼物博物館条例第5条				
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)						
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)						
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)						
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)						
	那覇市立壺屋焼物博物館条例第6条						
	別紙のとおり						
				T			
審査基準 設定年月日		平成9年12月26日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
BAAC 173 F		■右(第5冬において淮田			今 た今次	to)	
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して14日以内)					
		対制(請求のあった日の笠日から起鼻して14日以内) □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)					
		□悪(恨拠:勇5条におり	·	界2項第一方	に該当))	
標準処理期間 設定年月日		平成26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		市民文化部 文化財課					
備考							

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(利用許可の制限)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 博物館の施設を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 専ら営利を目的とする事業を行うとき。
 - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) 博物館の管理上支障があるとき。
 - (6) その他博物館の設置目的に反するとき。